

苦情解決事業

■ 事業の目的

入所者及び入所者の家族等からの苦情等に迅速かつ的確に対応し、その円滑・円満な解決を図るとともに、併せて利用者個人の権利を擁護することを目的とする。

■ 苦情解決体制

苦情解決責任者	すこやか苑 施設長
苦情等受付担当者	すこやか苑 生活相談員
第三者委員	・ 大学教官 ・ 地区町会代表 ・ 地区民生委員児童委員協議会の代表 ・ 家族会会長

■ 苦情解決の流れ

